

平成25年3月29日
自動車局**トラック産業に係る安全対策、市場構造の健全化に向けて、対策を進めます**

国土交通省においては、トラック産業に係る適切な経済的・社会的環境を創出すること等を目的に、「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」を設け検討を進めております。

昨年12月の検討会において、トラック産業に係る安全対策の徹底、市場構造の健全化等に向けて、「5両未満の保有車両で事業を運営する者への運行管理者選任の義務付け」及び「適正化事業実施機関の事業者への指導業務の実効性の確保」等の必要性が提言されたことを受け、国土交通省において、この度、以下のとおり省令改正及び通達の発出を行うこととなりました。

なお、この他に検討会で提言されている「参入基準の強化」、「取引の書面化」等の対策についても、具体の措置を鋭意検討中であり、結論を得次第、順次実施していく予定です。

(1) 5両未満の保有車両で事業を運営する者への運行管理者選任の義務付け（別添1）

○概要

貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正し、特殊な輸送等の場合を除き、全てのトラック事業者の営業所において、運行管理者を選任することを義務付けることとしました。

○スケジュール

公布：平成25年3月29日

施行：平成25年5月 1日

(2) 適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る国への速報等の設定（別添2）

○概要

貨物自動車運送事業法に基づく適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）が行うトラック事業者に対する巡回指導において、事業者の改善の徹底を図り、指導業務の実効性を確保するため、点呼を全く実施していないと疑われる営業所等が認められた場合は、速やかに国土交通省に通報する措置等を行うよう、適正化事業実施機関等に対して通達を発出することとしました。国土交通省は、この通報内容を監査等に積極的に活用して参ります。

○スケジュール

発出：平成25年 3月29日

施行：平成25年10月 1日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課

TEL : 03-5253-8111

TEL（直通）：03-5253-8575

FAX : 03-5253-1637

(1) について 是則、原 (内線 41-323)

(2) について 菅原、遠藤（健） (内線 41-353)

平成 25 年 3 月 29 日
自 動 車 局

5 両未満の保有車両で事業を運営する者への運行管理者選任の義務付けについて (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について)

これまで、事業者の保有車両が 5 両未満である場合については、運行管理者の選任が義務付けられておりませんでした。このような規模の事業者に対する重点監査の結果、多数の法令違反が確認され、安全対策の徹底を図ることとしました。

1 概要

- (1) 全ての営業所に対する運行管理者 1 名以上の選任の義務付け（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18 条第 1 項関係）

全ての営業所に運行管理者を 1 名以上選任することを義務付ける。

ただし、5 両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるもの（専ら霊きゅう自動車の運行を管理する営業所、専ら一般廃棄物の収集のために使用される自動車等の運行を管理する営業所、一般的に需要の少ないと認められる島しょに存する営業所等を想定。）については、運行管理者の選任を義務付けないものとする。

- (2) 経過措置

この省令の公布の際、現に 5 両割れ事業者であった者については、平成 26 年 4 月 30 日までの間は、営業所ごとの保有車両台数が 5 両未満であっても運行管理者の選任を義務付けないものとする。

2 スケジュール

公布：平成 25 年 3 月 29 日

施行：平成 25 年 5 月 1 日